

# 船級登録及び設備登録に 関する業務提供の条件

規  
則

## 2011 年 第 1 回 一部改正

2011 年 11 月 1 日 規則 第 73 号

2011 年 7 月 7 日 技術委員会 審議

2011 年 9 月 27 日 理事会 承認

2011 年 10 月 17 日 国土交通大臣 認可

2011 年 11 月 1 日 規則 第 73 号

船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件の一部を改正する規則

「船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件」の一部を次のように改正する。

## 1 章 本会の業務

1.1 を次のように改める。

### 1.1 日本海事協会

一般財団法人日本海事協会（以下、「本会」という）は、船舶（浮揚機器及び固定され又は浮揚している構造物を含む。以下同じ。）に関する諸般の事業の進歩発達を図り、海上における人命及び財産の安全を期すことを目的として設立された船級協会であり、その主たる事業は船舶の船級登録及び設備登録である。

## 附 則

1. この規則は、2011 年 4 月 1 日から施行する。